

# 第 57 回中小企業団体全国大会

## 決 議 ( 抜 粹 )

全国中小企業団体中央会  
北海道中小企業団体中央会

## 10．不当廉売の防止及び下請取引の適正化等の強化

中小企業者に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や消費者の適正な商品選択を妨げる不当表示、過大な景品提供行為に対し、国は、監視・監督機能のさらなる強化を図り、迅速かつ厳正に対処するとともに、一層効果的な措置を講ずること。

また、親事業者の優越的地位の濫用等による不公正取引が依然として後を断たないことから、下請中小企業が不当なしわ寄せを受けることがないように、下請取引の一層の適正化を図ること。さらに、下請中小企業が下請取引環境の変化に対応できるよう、実効ある経営基盤強化策を講ずること。

### 【具体的な要望事項】

#### 1．不当廉売・優越的地位の濫用等の防止の強化

不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や不当表示、過大な景品提供等の独占禁止法及び景品表示法等の違反行為に対して、厳正かつ迅速な対処を行うとともに、課徴金の対象とすることも含め、その禁止規定の実効性を確保する措置を講ずること。また、不公正な取引方法の差し止め請求について、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずること。

さらに、強制調査権限の積極的行使など独占禁止法等の運用強化を図るとともに、処理期間の短縮、申告情報の事件処理化を促進すること。このため、調査・審査部門の人員を増加するなど、法違反事件の担当部門を拡充・強化すること。

#### 2．下請取引の適正化等の強化

(1) 「下請代金支払遅延等防止法」や「下請中小企業振興法に基づく振興基準」等の趣旨に沿って、下請代金支払条件の法令遵守の徹底、親事業者への監視体制の強化、指導・監督機能の充実を図り、下請取引の適正化を強力に推進すること。

(2) 建設業についても、元請・下請関係の適正化を図るため、建設業関係法令や指針等の遵守を徹底するとともに、悪質な元請業者等に対しては、実効ある監視・指導を行うこと。

(3) 下請中小企業の経営基盤の強化を図るため、中小企業が取り組む企業間連携や新技術・新製品開発、新事業展開など経営革新の取組みに対し、積極的かつ効果的な支援策を講ずること。

## 【背景・理由】

### 1．不当廉売・優越的地位の濫用等の防止

平成16年度に不当廉売や優越的地位の濫用等の疑義があるとして公正取引委員会に寄せられた申告件数（2,607件(前年度比212件増)）や景品表示法の事件処理件数（764件(前年度比110件増)）などのデータが示すように、不当廉売、優越的地位の濫用や不当表示等の行為は激しさを増している。

不当廉売については、特定の業種の特定の大規模小売業者が常習的に繰り返す事例が後を絶たない。

優越的地位の濫用についても、依然として、大規模小売業者から中小の納入業者に対して種々の要請が行われており、納入業者は、要請が自己に不利益なものであっても、要請に応じないと取引上不利になることを懸念して、受け入れざるを得ないのが実態である。また、最近では、荷主事業者による運賃の減額要求や契約内容の一方的変更など物流業においても優越的地位の濫用が多く見られるようになってきている。

このような状況や取引実態があるにもかかわらず、公正取引委員会が行った不当廉売の注意件数（627件(前年度653件)）は減少しており、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法の法的措置件数（8件(前年度7件)）も少ない状態が続いている。これは複雑かつ巧妙化する独占禁止法違反行為に的確に対応できていない現れである。

このため、こういった違反行為に対して、厳正かつ迅速な対処を行うとともに、本年4月の独占禁止法改正に対する衆議院及び参議院の附帯決議にもあるように、課徴金の対象とすることも含め、その禁止規定の実効性を確保する措置を講じ、不公正な取引方法の差し止め請求について、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずる必要がある。

また、本年5月に百貨店業告示に代わる大規模小売業告示が制定されたが、告示が確実に履行され、禁止行為が行われないように担保することが重要であり、禁止行為が行われた場合には、迅速に処理することが肝要である。そのためには、強制調査権限の積極的な行使により監視機能を強化するなど、独占禁止法の運用面の強化が不可欠である。一方、景品表示法違反行為についても複雑かつ巧妙化し、1件当たりには要する処理時間が長期化する傾向にあることから、早急に法違反事件の担当部門を拡充強化する必要がある。

### 2．下請取引の適正化等の強化

#### (1) 下請取引の適正化

下請事業者は、鉄鋼・原油など素材価格の高騰や親事業者によるコストダウン要請等から、製造コスト増を取引価格に転嫁できにくく、売上が大幅に

減少している。また、親事業者の優越的地位の濫用等による下請代金の支払遅延・減額要求・受領拒否などの不公正取引が継続的に発生し、近年ではその内容が企業間の競争激化や情報化、流通システムの急速な変化等により複雑・巧妙化しつつある。こうした状況を打開するため、下請代金支払条件の違反行為等の発生を未然に防止しつつ、不公正取引が発生した際には、迅速かつ厳正に対処するなど、下請取引の適正化を強力に推進する必要がある。

## (2) 建設業における元請・下請関係の適正化

現在、建設産業では、建設投資の低迷による建設業者数と建設投資のバランスの崩壊など、市場の大きな構造変化の中、中小建設業者は厳しい経営環境に直面しており、構造改善の推進が急務となっている。また、依然として下請契約において書面による契約が交わされないケースが見られるほか、元請業者による「指値」発注も増加傾向にあるなど、元請・下請関係の適正化の徹底が強く求められている。

## (3) 下請中小企業の経営基盤強化への支援

下請中小企業を巡る環境は、グローバル化の進展や不況の長期化等により、国内産業の空洞化、受注の減少、取引の不安定化が起こるなど、厳しさを増している。下請中小企業がこうした下請取引環境の変化に対応し、経営基盤の強化を図るためには、下請中小企業が取り組む新技術・新製品開発、新事業展開等、経営革新への支援策を拡充する必要がある。

また、こうした環境下で、「脱下請」を目指す中小企業も見受けられる。しかし、相対的に経営資源の乏しい中小企業においては、自社で企画・生産・販売まで完結できる企業は少ないため、例えば、大学・研究機関や支援機関、組合や販売仕入先等との企業間連携への積極的な支援を行うなど、「脱下請」中小企業に対して、事業を推進するための、さらに実効ある各種助成措置や支援策を講ずる必要がある。